

第七十三回 帝國議會 昭和十三年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案外六件委員會議錄(速記)第十一回

會 議	商標法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)
昭和十三年二月十六日(水曜日)午前十時五十五分開議	不正競争防止法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)
出席委員左ノ如シ	辨理士法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)
委員長 一松 定吉君	○一松委員長 是ヨリ會議ヲ開キマス、本日ハ當委員會ニ付託セラレテ居リマス特許法中改正法律案、商標法中改正法律案、不正競争防止法中改正法律案、辨理士法中改正法律案ヲ議題ニ供シテ、是ガ審議ヲ進メマス、發言ノ通告ガアリマスカラ、之ヲ許シマス——稻田君
理事事川崎巳之太郎君 理事松木 弘君	○稻田委員 私ハ茲ニ特許法中改正法律案、辨理士法中改正法律案等ニ關シマシテ、政府ニ對シテ御尋致シタイト思ヒマス、彼ノ蒸氣機關ガ發明セラレマストカ、或ハ紡織機械ガ發明ニナルトカ、或ハ「ラヂオ」ト云ヒ飛行機ト云ヒ、サウ云フ大キナ發明ガアリマスル度毎ニ、是ガ人類ノ文化、人類
理事藤本 捨助君	サウシタ物資ノ缺乏ガ一國ノ產業、國防ニ缺
櫻井兵五郎君 池田 秀雄君	陷ヲ及ボスト云ッテ大騒ギラシテ臣居リマスモ、此偉大ナル發明ガナイト云フ發
篠原 陸朗君 今成留之助君	ドモ、其根本ノ缺陷ヲ補ハウトサレナイナ
田中 源君 松川 昌藏君	
江羅直三郎君 稲田 直道君	
小谷 節夫君 星 一君	
山崎 常吉君 野溝 勝君	
川村保太郎君 田川大吉郎君	
馬場 元治君	
出席政府委員左ノ如シ	
商工政務次官 木暮武太夫君	
商工參與官 佐藤謙之輔君	
特許局長官 石井 銀彌君	
本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ	
特許法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)	

付託議案(審査終了ノモノヲ除ク)
特許法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)
不正競争防止法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)
商標法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)
辨理士法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

ラバ、私ハソンナ細カイ改正ナンカハ問題ニナラスト思フ、今後政府ハ私ガ今御尋スルヤウナ發明ニ對シテ、モットヨリ以上ノ金ヲ注込ンデ獎勵シ、發明ヲ擁護シ、大イニ我國ノ發明ヲモット／＼盛大ニ發達セシメルヤウナコトヲ考ヘテ居ラル、ヤ否ヤ、之ニ付キマシテ特許局長官ノ責任アル御答辯ガ願ヒタイ

○石井政府委員 只今ノ稻田委員ノ御質問ハ目下ノ時局ニ於テ特ニ適切ナル御意見デアルト思フノデアリマス、只今御指摘ニナリマシタ通リ發明獎勵費トシテハ甚ダ少額ノ金額シカ現在ナイノデアリマシテ、其點ハ仰セノ通リデアリマス、唯甚ダ辯解ノヤウニナリマスケレドモ、御諒承アリタイト思ヒマスノハ、特許局ト云フ所ハ御承知ノ通リ單リ商工省關係ノ發明バカリデナク、或ハ船舶或ハ航空事業、或ハ鐵道、或ハ醫藥ノ方面、詰リ凡百ノ發明ヲ取扱ッテ居ルノデゴザイマス、而シテドノ發明ト雖モ一國ノ文化ノ爲ニ貢獻セザルモノハナイノデアリマス、更ニ發明ノ出來マス段階ヲ考ヘテ見マスルト、一つノ發明ガ出來ルト突如トシテ世ノ中ニ現レタヤウニ考ヘラレマスケレドモ、サウデハナイノデアリマシテ、先程御話ガゴザイマシタ「ワット」ノ發明ニ致シマシテ

モ、非常ニ目覺マシキ效果ヲ擧ゲマシタノ

ハ「ワット」デゴザイマスケレドモ、「ワット」

特許局ヲモット非常ニ大キク擴張シテ有ユル

是方汽車トカ蒸氣機關ニ應用セラレルニ至リマス迄ニハ相當ノ年月ヲ要シテ居ルト

云フヤウナ狀態デアリマシテ、發明ニハ——少クトモ大發明ニ付テハ幾多ノ段階ヲ經テ完成ノ域ニ達スルモノデアルト云フ風ニ考ヘテ居リマス、ソコデ初メ發明ガ出來

マス時ニハ、一つノ思想ガ發見サレル譯デアリマス、其思想ガ發見サレルコトニ付キ

マシテハ、偶然出來ル場合モアリ、或ハ非

常ニ大規模ナル研究設備、及ビ豐富ナル知識ヲ持ッタ學者ガ集リマシテ出來ル場合モアリマス、其思想ガ出來マシテカラ之ヲ實

ウナ、又專門的ナ特ニ設備ヲ整ヘマシタ所

マシテハ燃料研究所、或ハ航空ニ付テハ商

業省以外ニ於テ航空ノ研究ヲ行フト云フヤ

マシテハ、偶然出來ル場合モアリ、或ハ非

常ニ大規模ナル研究設備、及ビ豐富ナル知

識ヲ持ッタ學者ガ集リマシテ出來ル場合モ

アリマス、其思想ガ出來マシテカラ之ヲ實

ハ仰セノ通リデアリマス、唯甚ダ辯解ノヤ

ウニナリマスケレドモ、御諒承アリタイト

思ヒマスノハ、特許局ト云フ所ハ御承知ノ

通リ單リ商工省關係ノ發明バカリデナク、

或ハ船舶或ハ航空事業、或ハ鐵道、或ハ醫

藥ノ方面、詰リ凡百ノ發明ヲ取扱ッテ居ルノ

デゴザイマス、而シテドノ發明ト雖モ一國ノ

文化ノ爲ニ貢獻セザルモノハナイノデアリ

マス、更ニ發明ノ出來マス段階ヲ考ヘテ見マ

スルト、一つノ發明ガ出來ルト突如トシテ

世ノ中ニ現レタヤウニ考ヘラレマスケレドモ、サウデハナイノデアリマシテ、先程御話

是ガ大發明ニナリマス爲ニハ、到底現在ノ

特許局ノ制度デハ間ニ合ハナイ、然ラバ特

以前ニ於テモ多少其思想ガアリマシテ、又

云フヤウナ狀態デアリマシテ、發明ニ

ハ——少クトモ大發明ニ付テハ幾多ノ段階ヲ

經テ完成ノ域ニ達スルモノデアルト云フ風ニ考ヘテ居リマス、ソコデ初メ發明ガ出來

マス時ニハ、一つノ思想ガ發見サレル譯デアリマス、其思想ガ發見サレルコトニ付キ

マシテハ燃料研究所、或ハ航空ニ付テハ商

業省以外ニ於テ航空ノ研究ヲ行フト云フヤ

ニ考ヘテ居リマス、ソコデ初メ發明ガ出來

マス時ニハ、一つノ思想ガ發見サレル譯デアリマス、其思想ガ發見サレルコトニ付キ

マシテハ燃料研究所、或ハ航空ニ付テハ商

業省以外ニ於テ航空ノ研究ヲ行フト云フヤ

ニ考ヘテ居リマス、ソコデ初メ發明ガ出來

マス時ニハ、一つノ思想ガ發見サレル譯デアリマス、其思想ガ發見サレルコトニ付キ

マシテハ燃料研究所、或ハ航空ニ付テハ商

業省以外ニ於テ航空ノ研究ヲ行フト云フヤ

ニ考ヘテ居リマス、ソコデ初メ發明ガ出來

マス時ニハ、一つノ思想ガ發見サレル譯デアリマス、其思想ガ發見サレルコトニ付キ

マシテハ燃料研究所、或ハ航空ニ付テハ商

業省以外ニ於テ航空ノ研究ヲ行フト云フヤ

ニ考ヘテ居リマス、ソコデ初メ發明ガ出來

マス時ニハ、一つノ思想ガ發見サレル譯デアリマス、其思想ガ發見サレルコトニ付キ

マシテハ燃料研究所、或ハ航空ニ付テハ商

業省以外ニ於テ航空ノ研究ヲ行フト云フヤ

レバナラスト思フノデアリマス、御意見洵

ニ御尤デアリマスガ、少クトモ今マデ特許

局トシテ之ニ關スル限リヤツテ居リマスル

ノハ、發明思想ノ鼓舞獎勵、或ハ最近ニ於

テ現レマシタ優良ナル發明品ノ展覽會ヲ開

ク、ソレカラ尙ホ本年カラ行ハレテ居リマ

ス仕事ト致シマシテハ、發明ノ實施ノ援助、即チ發明家ハ資力モ乏シイシ、又實際的經

驗ニモ乏シイ者デアリマスカラ、是ト資本

家ト結ビ付ケル、ソシテ發明ヲ一ツ企業

化サセル、仍テ以テ發明家ニ其勞苦ニ酬ユ

ルダケノ社會的ノ報酬ヲ與ヘルト云フコト

ヲ本年カラヤツテ居リマス、是ガ相當成績ヲ

學ゲレバ一般ノ發明家ニ對シ勇氣ヲ付ケル

コトニ於テ非常ニ效果ガアルト思フノデア

リマス、甚ダ纏リマセヌコトヲ申上げマシ

タガ、大體只今申上げマシタ通リ獨リ商工

省ノミナラズ總テノ方面ニ於テ發明獎勵ヲ

ヤツテ居ルト云フコトヲ申上げタノデゴザ

イマス、尙ホ是モ範圍ガ狹イノデアリマス

ガ、帝國發明協會ニ於キマンシテ畏クモ恩賜

金ノ一部ヲ以チマシテ、只今人造護謨ノ懸

賞募集ヲ行ヒ、又蓄電池ノ發明、是モ毎年一

度ノ教育ヲヤツテ居ルト云フノデアリマス、研究所、試驗所等ヲ勤員シテ之ニ當ラナケ

定ノ資金ヲ以テ縣賞募集ヲ行ヒマシテ、相

當ノ效果ヲ擧ゲテ居ル次第デゴザイマス、要スルニ、特許局ハ一般的ノ廣イ範圍ノ發明獎勵ヲヤッテ居ルノデアリマスカラ、専門的ノ研究機關、或ハ獎勵機關ト致シマシテハ、工業試驗所デアルトカ、燃料研究所デアルトカ、或ハ又機械試驗所ト云フヤウナモノニ依リマシテ、政府自ラモ研究シ、又民間ノ發明ヲ側面カラ援助スルト云フヤウナコトヲヤッテ居ル次第デアリマス、洵ニ發明獎勵費ノ少額ナルコトハ甚ダ遺憾デアリマスケレドモ、大體左様ナ事情ニアルト云フコトダケヲ申上ゲマシテ、御諒解ヲ願ヒタイト思ヒマス。

○稻田委員 只今長官ハ特許局ノ範圍ニ於

テハ、一般的ノモノヲ獎勵シテ居ツテ、特別ナモノハ文部省トカ、或ハ外務省トカ、商工省トカ云フ所デソレヽヤッテ居ル、洵ニ經費ハ特許局ニ於テモ少クテ困ルト云フヤウナコトヲ申シテ居ラレマスガ、困ル困ラヌハ通リ拔ケテ私ハ問題ニナラスト思フ、是ハ事務ニ暗イ大臣トカ次官ト云フヤウナ人ニ申上ゲマシテモ、ヤハリアナタ方ノヤウナ實際ノ仕事ニ携ツテ居ラレル頭腦ノ良イオ方カラ御註文ナサラヌト、中々此經費ハ殖エナイト思フ、私ノ希望アリマスガ、ソンナ十萬圓トカ、二十萬圓トカ云フヤウ

ナ——五十億モ六十億モ百億モ戰爭ガアレ

バ使フ、恐ラク百億ヤ二百億ヤ三百億ハ使ツ

テモ日本民族ハソンナコトデハビクトモセ

スノデアリマスカラ、其事ヲ御考ニナリ

マシテ、最モ重大ナル役目ヲ勤ムル發明ト

云フコトニ對シテ、其專門ノ局ニ當ツテ居ル長官アタリガ、モウ少し責任アル仕事ヲナサラナクテハ、私ハ逆モ駄目ダト思フ、其決心ガナイナラバ、モウ役人ヲ辭メラレタ方ガ宜イ、甚ダ失禮ナコトヲ申シマシタガ、

ドウカ其決心ヲ以テ上長官ニ對シテ費用ノ増額ヲ要求シテ貴ヒタイト思フ、尙ホ御尋致シマスガ、總テニ於テアナタノ方ノ局ニ於テ、或ハ其他ノ各省ニ於キマシテ、今日ソレ等ノ費用ヲ一體幾ラ使ツテ居ラレルノデアリマスカ、アナタノ御自身ノ御考ト致シマシテ、將來如何程アッタナラバ満足ト思ハレルノデアルカト云フコトヲ御聽キ申シタ

イ、アトノコトハ私ハ又他日大臣ニ責任アル御答辯ヲ願ヒタイト思ヒマス、其點ニ付シナケレバナラスト思フノデアリマス、單ソレニ必要ナル設備ナリ、機關ナリヲ完備モ、ヤハリ發明獎勵ヲ徹底的ニヤルト云フコトニナリマスレバ、總テノ方面ニ於テ、

法律案ノ本問題ニ移リタイト思ヒマスガ、政府ニ於カレマシテハ、特許ノ出願ト實用新案ノ出願ニ對シマシテ、其許可ヲナサル方針或ハ方法ニ於テ同一ナル取扱ヲナサッテ居カ、即チ言ヲ換ヘテ申シマスルナラバ、何レカ一方ヲ多ク許可スルト云フヤウナ方法ヲ採ツテ居ラレハシマセヌカト云フコトニ付キマシテ、御聽キシタイ

○石井政府委員 只今ノ御意見ト同様ノ御意見ハ先般櫻井委員及ビ星委員カラモ十分ニ承ツテ居ルノデゴザイマシテ、全ク御尤ニ

思フノデゴザイマス、尙ホ發明獎勵ニ關ス

ル經費ガ各省全部合計シマシテ幾ラニナル

カト云フコトハ、只今直チニ御答申上ゲ兼

テモ日本民族ハソンナコトデハビクトモセ

スノデアリマスカラ、其事ヲ御考ニナリ

マシテ、最モ重大ナル役目ヲ勤ムル發明ト

ト思フト云フコトヲ申上ゲタノデアリマシ

テ、其正確ナ數字ハ判明致シテ居リマセヌ、

ソレカラ將來ドノ位ノ金額ガレバ宜シイ

カト云フ御尋デゴザイマスガ、是ハ無論多

ケレバ多イ程宜イノデアリマシテ、ドノ位

アレバ満足出來ルカト云フ御尋デアラウト

思ヒマスガ、總テノ方面ニ互リマシテ、遺憾ナキ設備ヲ整ヘルト云フコトニナリマス

ト、餘程研究ヲ致シテ考ヘテ見マセヌト、

ケレバ満足出來ルカト云フ御尋デアラウト

思ヒマスガ、總テノ方面ニ互リマシテ、遺

憾ナキ設備ヲ整ヘルト云フコトニナリマス

ト、餘程研究ヲ致シテ考ヘテ見マセヌト、

ケレバ満足出來ルカト云

ザイマセヌ

○稻田委員 我國ノ特許ガ出來マシタノハ、

獨逸ノ方式ヲ模倣致シマシテ、特許ト實用

新案トノ兩方ヲ採用シテ居ラル、ノデアリ

マス、亞米利加ニ於キマシテハ、ニツデナ

クツデアッテ、殆ド特許ノヤウナモノラシ

イノデスガ、私ガ或ル方面カラ研究シテ見

マスルト、最近ニ於キマシテハ、特許局ノ

ヤリ方ガ一方ニ偏シテ居ルト云フヤウナ嫌

ガアルト云フ噂ヲ聞キマシタ、特許ノ方ハ

成ベク御許ニナラヌヤウナ御方針デハナイ

カト云フヤウナ話ヲ聞イタノデアリマス、

サウ云フコトハ噂ニ止マルノデアリマシテ、

只今ノ言明ヲ信ジマシテ、是レ以上私ハ御

尋致シマセヌガ、大體長官、サウ云フ風ナ

譯デアリマスカ

○石井政府委員 只今仰セニナリマシタヤ

ウナコトハ絶對ニゴザイマセヌ、又アッテハ

ナラヌコトダト思ツテ居リマス

○稻田委員 特許又ハ實用新案ノ出願ニ對

シマシテ、特許局ノ審査上ノ態度ガ昨今極

メテ官僚式デアッテ、不親切デアルト云フ

ヤウナ非難ガチヨイ／＼アルヤウニ承リマ

スルガ、申上ゲル迄モナク、發明ナドヲス

ル人ハ多クハ資力ノ乏シイ人デアリマシテ、
ソレ等ノ人ガ折角長年月ヲ費シマシテ發明

ヲシテ願出テ居リマスル特許ナリ或ハ實用

新案ナリノ出願ヲ審査ナサルノニ付キマシ

テ、審査ニ名ヲ藉リマシテ、半年ナリ一年

ナリ之ヲ引延バサル、ト云フコトハ、願出

人ニ對シマシテハ非常ナル苦痛デハアルマ

イカト思ヒマス、ソレガ幸ニシテ半年、一

年待チマシテ許可ニナリマスルナラバ結構

デアリマスルガ、半年モ一年モ二年モ引張

ラレマシテ、サウシティカナイト云フコト

ニナリマスルト、其間ニ費シテ居リマスル

所ノ費用ト云フモノ、其忍苦ト云フモノハ

淘ニ同情スベキモノガアルト思ヒマスル

ガ、斯ウ云フ點ニ付キマシテ、特許局ニ於

キマシテハ何等サウシタ非難ニ對スル責任

ハナイノデセウカ、如何デス

○石井政府委員 只今申サレタヤウナ、非

常ナ努力ヲ拂ッテ發明家ガ出願スル場合ニ

於テ、特許局ガ無用ニシラ引延バスト云フ

コトハ、私ハ絶對ニナイト信ジテ居リマス、

又發明家ノ立場及ビ其苦心ト云フモノハ、

ドモ、相當ニ之ヲ御理解致シテ居ル積リデ

私カラ申上ゲルノハ如何カト思ヒマスケレ

ドモ、相當ニ之ヲ御理解致シテ居ル積リデ

ノ用事ハ措キマシテモ、發明家ノ訪問ガア

ハ茲ニ御尋ハ致シマセヌガ、色々オ役所ニ

モ方針モアリ、主義モアルコトデアリマセ

ウニト云フコトニ常ニ努メテ居ル積リデア

リマス、隨ヒマシテ無論今マデニ色々發明

家ヨリ各種ノ點ニ於テ、特許局ノ仕事ニ付

テ斯ウ云フ點ガ困ルト云フヤウナ御話ハ屢

伺ッテ居リマス、絕對ニサウ云フヤウナ特許

局ノ取扱ニ付テノ苦情ガナイト云フコトハ

申上ゲラレナイノデアリマシテ、斯ル場合

ニ於テハ、直チニ其真相ヲ審査致シマシテ

改善ニ努メテ居リマス、併ナガラ單ニ無用

ニ審査ノ期間ヲ引延バスト云フヤウナコト

ハ、私ハ絶對ニナイト思ッテ居リマス、又非

常ニ多クノ審査官モ居ルコトデゴザイマス

ルカラ、毎月審査ノ成績ヲ調査致シマシテ、

ト云フコトヲ遺憾ナク注意ヲ致シテ居ル積

リデコザイマス

○稻田委員 特許局内ニ於キマスル審査官

ノ中ニハ、非常ニ親切ナル方モアリマシテ、

此件ハ望ミ薄ダカラト云フ風ナコトヲ率直

ニ教ヘテ吳レル人モアルサウデアリマスガ、

ガ果シテ事實デアルカナイト云フコトハ

知リマセヌケレドモ、ソレ位ニ自給自足ノ

出来ルヤウナ特許局デアリマシタナラバ、

大臣タル者ハ勿論デアリマスルシ、或ハ又

長官ニ於カレマシテモ、モウ少シ積極的ニ

出ラレマシテ、費用ノ要ルベキモノハ費用

ヲ要求サレマシテ、事務員ガ少イナラバ、

事務員ヲ殖ヤサレマシテ、ドシ／＼事務ノ進

スル親切デアルノミナラズ、是ガ即チ發明

果ヲ齎スベキモノデハアルマイカト私ハ思
フノデアリマス、私ノ今申上ダマシタコト
ガ事實デアルト致シマスナラバ、長官ニ於
カレマシテハ、今日以後ニ於キマシテ、希
クバ費用ヲモウ少シ要求サレマシテ此特許
ノ事務ノ進捗ヲ圖リ、延イテハ發明ノ方面
ニ於テモ間接ニ大ナル貢獻ヲ爲スヤウニシ
テ貰ヒタイト思フノデアリマス、之ニ對シ
マシテ御意見ヲ承リタイト思ヒマス

○石井政府委員 只今第一ニ御尋ニナリマ
シタ大體ノ見込ヲ審査官ノ方カラ早ク發明
家ニ話シテ貰ヒタイト云フコトハ、大體御
希望ノ通リヤツテ居ルモノト思ヒマス、唯一
寸申上ゲテ置キタイトコトハ、御承知ノ通り、
特許局ノ方針ト云フ譯デナク、特許法ノ法
律上ノ立前ト致シマシテ、先願主義ヲ採ッテ
居リマス、即チ同ジヤウナ發明或ハ實用新
案ガアッタ場合ニ於テ、先ニ出願シタ方ガ許
可ヲ得ルノダ、ソレデ數百人ノ審査官ガ居
リマシテ、非常ニ狭イ範圍ノ細カイ受持ヲ
持ッテ居ル譯デアリマスカラ、初メカラ大體ノ見
當ノ付クモノデゴザイマスガ、中ニハソレ
ノ出來ナイノガアル、ト申シマスノハ、過
去ニ於テ既ニ外國又ハ我國ニ於テ特許ニナッ

テ居リマスモノハ大體分ツテ居リマスノデ、ソレト非常ニ近イモノハ許可ニナル見込ガナイ、唯現在出願中ノモノガ相當ノ數ヲ受持ツテ居ル譯デアリマシテ、其自分ノ受持ツテ居リマスモノ全體ヲ調べテ見マセヌト、ソレニ類シタモノガ早ク出テ居ルト云フヤウナ場合モアリマスモノデスカラ、是ハ無論順序ヲ逐ウテ處理シテ參ル譯デアリマス、隨テ又新シイ出願ニ付キマシテ、見込ガアルカナイカト云フコトヲ即座ニ、或ハ短時間ノ間ニ判斷スルト云フコトガ出來兼ネル場合モアリマス、併ナガラ御意見ノ通り大體見込ノ付ク場合モアリマス、斯ノ如キ場合ニ於テハ無論意見ヲ申上ゲ、或ハ特許トシテ困難ノモノハ之ヲ實用新案ニ轉換致シマシテ出願シタラ見込ガアルヂヤナイカト云フコトモ申上ゲテ居ル筈デアリマス

ソレカラ特許局ノ經費ハ自給自足ニナッテ居ルノデアルカラ、モット人員ヲ増加シ、或ハ其他ノ施設ヲ完備シテ發明者ノ便宜ヲ圖ルベキデアルト云フ點ニ付キマシテハ洵ニ御尤デアリ、又實際相當ノ努力ヲ致シテ居ル積出願ノ増加ニ應ズルダケノ人員ヲ取ッテ居リマス、唯先般星委員カラモ御話ノゴザイマシタ通り、中々發明ノ審査ト云フコトハ

相當ノ経験ト知識ガナケレバ十分ニ行カズ
イノデアリマシテ、唯無暗ニ早クヤレバ粗
漏ニ陥ルト云フコトニナリマスノデ、審査
官トシテ十分ナル資格ヲ有スルニ至ルマニ
ノ人物ノ養成ト云フコトニ餘程意ヲ用ヒナ
ケレバナラスト考ヘテ居ル次第デゴザイマ
ス、大體人員ヘ出願ノ増加ニ伴ヒマシテ要
求シ、且ツ之ヲ計上致シテ居ルノデアリマス
ス、尙ホ其他ニ於キマシテモ、最近ニ於テ
行ヒマシタコトヲ御参考マデニ申上ゲマス
ト云フト、商標ノ登録ヲ致シマス場合ニ於
テハ、商標ノ印版ヲ提出致サセテ居リマス
是ハ發明ニハ關係ノナイコトデアリマスガ
此印版ノ提出ヲ命ズルコトヲ止メニ致シマ
スコトハ當業者ノ便利ニナルト思フノデア
リマス、又商標ノ色ノ付イテ居リマスモノ
ニ付テハ、之ヲ色刷ニスルト云フ經費ヲ本
年ヨリ取リマシテ、是モ實行致シテ居リマ
ス、又發明家ガ自分ノ參考トシテ既ニ特許
ニナリマシタ明細書等ヲ要求サレマス場合ニ
於テハ、從來ハ之ヲ印刷又ハ贍寫シタガ
ノヲ配付致シテ居リマシタガ、是モ昨年ヨ
リ經費ヲ増シマシテ、寫眞ニ依リマシテ印
シヲ交付スルト云フヤウナコトモヤッテ居
リマス、ソレカラ先程一寸申上ゲマシタ發

明ノ實施援助ト云フコトモ本年實行致シテ
居リマス、漸次發明家ノ便宜ニナル施設ハ
益、之ヲ考ヘテ實行ニ移シテ參リタイト思ツ
テ居ル次第アリマス

其抗告並ニ上告審等ノ審判ニ於ケル訴訟代
理人タルコトヲ認メテ居リナガラ、即チ技
術ノ足リナイ辯護人ヲ特許局内ニ於ケル特
許事務ノコトニ關スル訴訟代理人ニ認メテ
居リナガラ、他方ニ於テ特許又ハ實用新案
等ノ出願又ハ無効ノ審判等デ特許局内ノ技
術的審判、裁判デ普通裁判トハ異ッテ居ル特
殊ノ裁判ニ拘ラズ、其裁判デ一審ニ二審ニ於テ
ハ當事者ノ訴訟代理人タルコトヲ認メラレ
テ居ル辨理士ト云フモノガ、同ジ裁判ヲヤ
ル上告審ニ於キマシテ何ガ故ニ訴訟代理人
タルコトヲ今日認メテ居ラナインデアリマ
スカ、政府ハ今後ニ於キマシテモサウ云フコ
トヲ引續イテヤラナケレバナリマセヌカ、
ヤラレル方針デアルカ、ヤラナケレバナラ
ナイナラバ、ソレニ付テ誰ガ聞イテモ納得
シ得ル理由ヲ一つ御聽キ申シタインデアリ
マス、長官如何デアリマスカ

テ、技術上ノ知識ヲ持ツテ居ル辨理士ガ、大審院ニ於ケル訴訟代理人トシテ之ヲ認ムル
ノ必要ガナイト云フコトニアルノデアッタ
ニ關スル關係及ビ之ニ關スル意見ト云フモ
ハ單ニ特許局ノ立場カラ見マシタ意見モゴ
ザイマセウシ、又司法省ト致シマシテ裁判
所ノ制度トシテ考慮シナケレバナラヌ點モ
アルト思フノデアリマス、結局御意見ノ通
リ、只今ノ制度ヲ改善スルト致シマスレバ、
民事訴訟法ノ改正ヲ行ヘナケレバナラヌト
云フコトニナルノデアリマシテ、此點ニ付
キマシテハ尙ホ將來篤ト考慮致シ、且ツ司
法省トモ協議致シマシテ、適當ノ方法ヲ考
ヘテ行キタイト思ッテ居ル次第デ ゴザイマ
ス

ルガ、之ヲ「バス」シタ辨理士ガ、特許局内ニ
於ケル特許出願或ハ拒絶審査、抗告審判、
ソレノ拒絶審査或ハ無効審判デアルトカ、
権利範囲ノ確認審判デアルトカ云フヤウナ、
何等普通裁判所ニ於ケル事柄ニ關聯シナイ
事ヲ取扱フ辨理士ガ、而モ如上ノヤウナ法
律上ノ試験ヲ「バス」シテ居リマス者ニ對シテ、
之ヲ疑ツテ力ナキモノトスルヤウナコトヲ現
在認メテ行ッテ居ラル、ト云フヤウナコト
ハ、辨理士ト云フモノニ對スル非常ナル侮
辱デハアリマスマイカ、民法、刑法、民事
訴訟法、刑事訴訟法、國際私法ヲ試験ニ課
シテ居ル辨理士ヲ、技術上ノコトヲ根據ト
シタ上告審ニ於キマシテ、辯護士ガナケレ
バ特許ナリ、或ハ實用新案ノ裁判上ノ訴訟
代理人ガ勤マラヌト云フヤウナコトハ、私
ハ洵ニ消極的デアリ、サウシタコトデハ今
申シマスル發明ノ獎勵ト云フヤウナコトニ
對シテモ、ドウカト思ハル、ノデアリマ
ス、是ハ只今申サレマシタヤウナ意味ニ於
キマシテ、餘リ多クハ申シマセヌ、將來考
究スルトカ、或ハ司法省ト相談ラシテ何カ
トカ考ヘテ見タイト云フ御話デアリマスル
カラシテ、ヨリ以上追究ヘ致シマセヌケレ
ドモ、モウ上告審ナドニヘ、辨理士ヲ堂々ト

ト思フ、詰リ辨理士ヲサウシタ方面ニ置去務上ノ進捗ヲ圖ルト云フヤウナコトハ、特許局自身ガ特許局ヲ侮辱シテ居ルノデハナシ於キマシテ、私ハ今度ノ改正法律案中ニモ之ヲ織込ンデ、出來ルナラバ修正ヲシテ貴ヒマシテモ之ヲ加ヘテ貴ヒタイト思フノデアリマスガ、之ニ對シテ加ヘテ戴クヤウナ御考ハアリマセヌデセウカ

○石井政府委員 非常ニ重大ナ問題ニ付テノ御質問デアリマスガ、先づ第一ニ申上ゲタイト思ヒマスノハ、辨理士ノ試験科目デアリマスガ、此試験科目ニハ民法デアルトカ、或ハ訴訟法デアルトカ云フモノガ既ニアルデハナイカト云フ御尋デアリマス、併ナガラ實際ノ事情ヲ申上ダマスト、辨理士ニハ二種アルト云フコトヲ申上ダラ宜イカト思フノデアリマス、即チ法律關係ノ辨理士ト、ソレカラ技術關係ノ辨理士トアル譯デアリマス、ソレデ兩方トモ無論必要デノ方ノ辨理士ハ技術ノ方ノ試験ヲ主トシテナケレバナラヌノデアリマスガ、技術關係スルノデアリマス、更ニ現行法ニ於キマシテハ、大學ニ於キマシテ技術ノ習熟ヲ致シマジタ者ハ、其儘銘衡ニ依リマンテ辨理士

ニナルコトガ出來ルノデアリマス、斯ノ如キ種類ノ辨理士ト云フモノハ、先づ法律上ノ學問ハ致シテ居ラナイノデアリマス、一般ニ辨理士ト申セバ斯ノ如キ辨理士モ含マレル譯デゴザイマスカラ、サウ云フ辨理士ガ大審院ニ參リマシテ、法律上ノ議論ヲスルト云フコトハ不適當デハアルマイカト思フノデアリマス、尙ホ法律ノ方ノ關係ノ辨士モ居ルコトハ御説ノ通リデアリマス、併ナガラ是モ自ラ辨理士ト辯護士トノ二ツノ制度ガアリマスヤウニ、辨理士ノ方ハ御意見ノ通りニ、主トシテ特許局ニ於ケル所ノ出願デアリマストカ——數カラ申セバ出願ガ斷然多イノデアリマスガ、其出願ノ事務、ソレカラ御話ノ通リノ審判ノ事務ヲ取扱ツテ行キマス爲ニ、必要ナル法律上ノ知識ヲ試験スル制度ニナツテ居ルノデアリマス、或ハ特許法其他ノ工業所有權ノ法規、或ハ辯護士トハ異ツテ居ル所ガアルノデアリマス、マシテ、特許局ニ對スル手續ヲ爲スニ必要ナル知識ヲ試験スルト云フ立前ニナッテ居リマスノデ、之ヲ以テ直ニ辯護士ト同等ニ扱フト云フコトハ考ヘラナイノデアリマス、又現在ノ我國ノ司法制度ノ根

本ノ立前ト致シマシテ、辯護士ト云フモノハ——是ハ或ヘ學者ノ言フコトデアルカモ知レマセヌガ、司法機關ノ一部ヲ構成スルモノデアルト言ハレテ居ルノデアリマス、現ニ民事訴訟法トカ、刑事訴訟法ニ於テ、辯護士ノ職務、又ハ機能ヲ特ニ規定シテ居ルノデアリマス、辯護士法ニ於キマシテモ、辯護士ハ是レヽノ職務ヲ行フト云フ風ニ書イテ居リマシテ、根本ノ制度ガ辨理士トハ違ツテ居ルノデアリマス、辨理士ハ出願ノ代理業務ヲ行フ、辯護士ノ方ハ一定ノ法律上規定サレタ所ノ職務ヲ司法機關トシテ行フモノト從來解釋サレテ居ルノデアリマス、併ナガラ御説ノ通り、將來辨理士ノ地位モ向上シ、又我國ノ發明モ益進歩ヲ遂ゲマシテ、辨理士ノ法律的知識ガ御説ノ如ク辯護士ト較ベテ制度トシテ何等劣ル所ガナイト云フ域ニ迄到達スルコトガ出來マスレバ、又斯ノ如クアランコトヲ希望スルノデアリマスシ、或ハ御意見ノ通リノヤウナコトニナツテ參ルノデハアルマイカト云フ風ニモ考ヘルノデゴザイマスガ、ソレハ私トシテハ現在ハ唯一ツノ理想トシテ考ヘテ居ルノデアリマシテ、只今ノ辨理士ノ制度ヲ直チニ其程度ニ迄持ツテ行クト云フコトニ付テ

ハナイカト云フ風ニ考ヘテ居ル次第デアリ
マス、隨ヒマシテ只今御審議ヲ願ッテ居リ
マス案ニ付テ、左様ノ改正ヲ致スト云フコ
トハ考ヘテ居リマセヌノデアリマス

○稻田委員 大體長官ノ御意見ヲ承リマシ
テ、私モ諒承致シタ次第デアリマス、御尋
スルコトガ前後ニナリマシタガ、只今御尋
致シマシタノハ第九條ニ付テデアリマスガ、
前ニ遡リマシテ、第四條ヲ削除ナサイマシ
タ理由ニ付キマシテ御説明願ヒタイノデア
リマス

○石井政府委員 第四條ヲ削除致シマシタ
ノハ、是ハモウ既ニ御承知ノコトト思ヒマ
スガ、原則トシテ辦理士ニナル場合ニ於テ
ハ國家試験ヲ行フト云フ趣旨デアリマシテ、
今回ノ改正ニ於テ主ナル點ガ三ツアリマス
ガ、其中ノ一つヲ占メルモノデアリマス、
現行法デハ學位ヲ有スル者トカ、或ハ大學
ヲ卒業致シマシタ者ハ詮衡ニ依リマシテ、
其儘辦理士タルコトヲ認メテ居ルノデアリ
マスガ、先程カラ色々御意見ヲ承ッテ居リマ
ス通り、苟モ今後ニ於テ發明ガ國家ニ取り
益、重大ナ意義ヲ持ッテ來ルト同時ニ、粒々辛
苦ヲ致シマシタ發明家ガ、其得タル所ノ發
明ヲ權利トシテ獲得スル場合ニ於テ、其代
理ノ任ニ當ル者ハ、十分ナル基礎的ノ知識

ヲ有スルニアラザレバ、完全ニ其任務ヲ行
行スルコトハ出來ナイノデアリマスカラ、遂
之ニ對シテ辯護士同様ニ國家試験ヲ行ヒ
マシテ、辦理士トシテ必要ナ基礎的知識ヲ
試験ヲ致シマシテ、原則トシテ之ニ對シテ
辦理士ノ資格ヲ與ヘルト云フ趣旨ニ外ナラ
ナイノデゴザイマス、左様御諒承ヲ願ヒマ
ス

平デアルトカ、平等デアルトカ云フ意味ニ
於キマシテ、御無理御尤ナコトデアルニ違

遺憾ナイヤウニ致シテ參リタイト考ヘテ居
ル次第デアリマス

久ニ其資格ヲ失フト云フコトニ御改正ニナ
ルヤウデアリマス、從前ハ處刑ヲ受ケタ者

年ヨリ肅正選舉ガ絶叫サレテ參リマシテ、

特別任用ガ必要ダト云フ風ナコトガ起ツテ
來ハシナイカト云フコトニ對シテハ、

テ、沟ニ恐縮ニ堪ヘナカツタ次第デアリマス、長官ノ極メテ眞摯ナル御話ヲ承リマシ

回復シ得ル規定デアッタノガ、今度ハ永久ニ失フト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、

處分スルト云フヤウナ嚴重ナ方針ニナツニ
參リマシタガ爲ニ、選舉法ノ爲ニ辯護士ノ

支アルマイト思ヒマスガ、現内閣ノ今日ノ
無下ニ此第四修ラ御崩陰ニナニテ御差

タバト思ヒマス 尚ホ足ラサル所ハ又後日
ニ於テ御尋致シ、且ツ重要ノ點ニ於キマシ

婦護士法ノ制定ニ付キマシテハ、相當ニ議論ガアツクノデゴザイマス、私ハ當時立法ニ

居リマシテ、辯護士トナツテ居ル人々ハ、専
ハ選舉事務長トナリ、或ハ選舉委員トナツテ

ラレマスルコトガ此方面ニモ多少参考ニナルナラバ、是ハ改正スル前ニ於テ何トカ御

○一松委員長 暫時休憩致シマス、午後一時半ヨリ會議ヲ續ケマス

憂ヘマスノハ選舉法違反ニ依ッテ處罰サレ
タ人デアリマス、大體ソレヲ標準ニシテ私

キテ來タノデアリマス、御承知ノ通リ擇
舉法ハ非常ニ複雜多岐デゴザイマシテ、

考ニナツテ置イタ方ガ宜イノデハナイカト
云フコトヲ私ハ御尋シテ見タイノデアリマ

午後零時二分休憩
午後二時十九分開議

共ハ申上ゲルノデアリマスガ、從前ハ選舉
法違反ト云フヤウナ犯罪ハ、餘リ重ク處罰

中ニハ惡質犯罪モゴザイマスケレドモ、
思ハズ體刑ニ觸レルヤウナ者ガアルノ

○石井政府委員 只今辦理士ノ人格ニ付テ

(ノ) 岐季員長代理 周員長が急月休に入り、
シテ、外へ出テ居リマスノデ、暫時私ガ代

大體ニ於テ罰金刑デ濟ンデ居ツタ、隨テ當時

議院議員選舉法ノ百一條ノ規定ノ如キハ

タイト思ツテ居ル次第デアリマス、現在ニ於テ文官任用令ガドウ改正ニナリマスカヘ承知致シテ居リマセヌガ、社會ノ實情カラ必
要ト認メラレル所ハ十分考慮致シマシテ、
試験ノ課目及ビ其内容等ニ付キマシテモ、

キマシテ、一二政府當局ノ御意見ヲ承ッテ
見タイト思ヒマス、此度ノ改正案ノ第五條
ニ辦理士ノ資格ノ規定ヲ改正ニ相成ツタノ
デアリマスガ、他ノ規定ハ兎ニ角ト致シマ
シテ、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ永

フ、隨テ賛成シテ欲シイト云フヤウナ意味
カラ致シマシテ、實情ガ全ク罰金デ濟ンデ
居ツタモノデスカラ、資格ヲ喪失シナイト信
ジテ同意ヲサレタト云フヤウナ話モ聞イタ
ノデアリマス、然ルニ御承知ノ通リ一々

ノ選擇ガナイ、故ニ是ガ爲ニ僅ナル形式上
ノ事務長ノ承諾ノ文書ナクシテ、或ハ宿泊
料ヲ拂ヒ、或ハ自動車賃ヲ拂タガ爲ニ檢舉
サレマシテ、サウシテ裁判所ガ同情シヨウ
ト思ツテモ、百一條ハ單一ノ體刑ニナッテ居

ルガ爲ニ、體刑ノ處分ヲ受ケテシマッタ、斯
ウ云フ者ガ大變ニ簇出シテ參々タ爲ニ、一面
ニ於テハ衆議院議員選舉法ノ改正ガ絶叫サ
レルト共ニ、一面ニ於テ辯護士法ノ改正ヲ
ヤッテ、サウシテ永久ニ其資格ヲ失ハシメル
ヤウナコトヲシナイ方ガ宜シイト云フ輿論
ガ、昨年ノ七十議會以來屢々起キテ居ルコ
トハ、商工省ノ政府當局ニ於テモ御承知ノ
筈デアリマス、殊ニ承リマスト、辦理士ノ
御職業ノ方ノ大部分ト申シマスカ、辯護士
ヲ兼ネテ居ル人ガ多イノデアリマス、隨テ
辦理士デ辯護士ヲ兼ネテ居ル人デソレドヽ
ノ候補者ナリ、或ハ選舉事務長トナリ、或
ハ選舉委員トナル方ガ多數アル筈デアリマ
ス、然ルニ辯護士法ノ改正ガ絶叫サレ、一
面ニ於テハ衆議院議員選舉法ヲモウ少シ緩
和シヨウト云フ說ノ高イ今日、再ビ此辯護
士法ト同様ノ規定ヲ御設ケニナルト云フコ
トハ、時代ニ副ハナイ改正デハナイカト云
テ、コトヲ私共ハ考ヘルノデアリマス、政府
ニ於テハ此輿論ヲ十分ニ察知爲サレマシ
テ、尙且ツ此改正案ヲ御提出ニナツタモノデ
アルカ、或ハソレハ輿論デナイガ、飽マデ
選舉法モ何デモ體刑ニ處セラレ、バ、永
久ニ資格ヲ失ハシムルコトガ辦理士ノ資格

規定ノ改正ヲ御發案ニナツタモノカ、若シ左様ナ後段ノヤウナ場合デアリト致シマスレバ、全ク時代ヲ御覽ニナラナイ所ノ甚ダ此御發案ヲ爲サイマシタ根柢ノ精神ヲ承リタイノデアリマス、現ニ此議會ニ於キマシテモ、衆議院ヨリ辯護士法ノ改正ヲ致シマシテ、破廉恥罪、或ハ皇室ニ對スル罪、サウ云フ職業上許スコトノ出來ナイ犯罪ニ對シマシテハ、永久的ノ失格ノ條件ニシ、其他仕方ガナイガ、公權停止ガ終レバ、資格ヲ回復セシメヨウト云フヤウナ改正案ガ各派ヨリ續々ト出テ居リマス、斯様ナ社會情勢ヲ御覽ニナツテ居リナガラ、強ヒテ斯様ナ改正ヲ爲サラウト云フ御意思ハ何處ニアルカト云フコトヲ承リタイノデアリマス、若シ是ガ天下ノ物議トナツテ、輿論デゴザイマスルナラバ、却テ商工省ノ政府當局ヨリ辯護士法ノ改正ヲ促ス意味ヲ以チマシテモ、或ル限定シタ犯罪ダケニ對スル失格條件ヲ御設ケニナルヤウニ御發案ニナツタ方ガ宜イト私ハ思ヒマス、唯辯護士法トノ權衡上亞クテモ何デモ出スノダト云フノデハ、甚ダ居リマシテ早晚改正サレルト私共ハ確信シ

テ居ルノデアリマス、司法省ノ辯護士法改正ノ以前ニ於テ、寧ロ商工當局ニ於カセラレテハ此辦理士ニ對スル資格ニ付テノ條件ヲ緩和サレタ方ガ却ツテ宜シイノデハナイカト思ヒマスガ、サウ云フ御意思ガアルカドウカト云フコトヲ率直明快ニ御答辯ヲ御願シタイト思ヒマス

○本暮政府委員 御承知ノ通り、今回ノ辦理士法、改正ノ目的ハ、既ニ度々御説明申上ゲマシタ通リニ、最近特許實用新案、意匠商標等ノ出願、請求ナドノ數ガ非常ニ多クナツテ參リマンシタ、而シテ現在ノヤウナ國際的ニ切迫致シマシタ經濟情勢ノ下ニ於テ、是等ノ工業所有權ト云フヤウナ問題ハ、特に重要ナル問題トシテ取上ゲラレナクテハナラヌ時ニ當リマシテ、之ヲ扱フ辨理士ノ人格品位ト云フモノヲ高メマシテ、丁度一昨年四月實施ニナリマシタ改正正辯護士法ノ目的ガ辯護士ノ人格品位ヲ高メテ依頼者ノ信用ヲ一層高メルヤウニスル目的ト同ジ意味ガ主タル目的トシテ改正ヲ致シマシタヤウナ譯デゴザイマシテ、缺格條項ニ付キマシテモ、現行法ヲ改メタコトガ酷デハナイカト云フ御話ハ、一應ハ選舉違反ニ依ル禁錮ノ刑ニ處セラレタル人ニ關スル限りニ於キマシテハ、洵ニ御尤デアリ、

辯護士法ト睨ミ合セマシテ、辨理士モ同ジ
ヤウニ、其人格品位ヲ高メタイト云フ趣旨
ノ下ニ缺格條項ヲ決メタ場合ニ於キマシテ
ハ、見倣フベキ元ノ辯護士法ノ缺格條項ト
同ジヤウニヤルノガ宜イノデハナイカト云
フノデ、原案ノヤウニシテ提出ヲ致シタヤ
ウナ次第デゴザイマス、御参考マデニ申上
ゲテ置キマスガ、高等試験令ニ依リマシテ、
ヤハリ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタ者ハ、高
等試験ヲ受ケルコトガ出來ナイト云フコト
ハズット前カラアリマスノデ、是ハ恐らく時
勢ノ變遷、時代ノ要求ニ鑑ミテ辯護士法改
正ノ時ニ、ヤハリ同ジヤウニ取入レタモノ
ノヤウニモ考ヘラレマスノデ、今回辨理士
法ハ只今縷々申上ゲマシタ通リニ、工業所
有權ノ問題ヲ特ニ重ク取扱フ必要ガアリ、
殊ニ發明、考案ト云フモノガ日本ノ產業ヲ
指導スル上ニ重大ナル意義ノアルコトニ鑑
ミマシテ、ソレヲ取扱フ辨理士ノ人格ヲ高
メルト云フコトハ、丁度辯護士ノ人格ヲ高
マスカラ、改正辯護士法ニ倣ヒマシテ、缺
根條項ヲ決メタヤウナ次第デアリマス

カラ御出しニナッタト云フ私ノ想像通りノ御答辯ガアツタヤウデゴザイマス、殊ニ選舉法違反等ニナッテ處罰サレタ者ニ對シテ、久ニ失格サセルコトニ付テハ氣ノ毒ナ感ガアルト云フコトニモ御同意下サッタヤウニモ承ッタノデゴザイマスガ、然ラバ寧ロ比較ヨリモ先程言フヤウナ趣旨カラ致シマシテ、此改正ニ當テモウ少シ其非難ヲ緩和スルヤウナ方法デ立法ヲナサッタ方ガ時代ニ適合スルモノデハナイデアリマセウカ、殊ニ最高學府ヲ出、而モ司法科ノ試験ヲ受ケ、若クハ辦理士ノ試験ヲ受ケ、資格ニ付キマシテハ從來ヨリモ非常ニ嚴重ニ辦理士ノ品位向上ノ爲ニ、此規定ヲ御改正ニナッテ居ルノデアリマス、サウ云フヤウニ資格ニ付テ觸レタ者ニ對スル多少ノ緩和ヲ置イテ宜シイト思フノデアリマスナラバ、過ツテ刑ニ許セト云フノデハナイノデアリマス、サウ云フ者ニ對シテハ永久失格デ宜シイノデアリマスガ、サウデナク、萬已ムヲ得ヌ犯罪ニ依ツテ刑ニ觸レタヤウナ者モアルノデアリマスガ、或ル特定ノ犯罪ニ對シマシテハ永久失格デアルガ、サウデナイモノハ公

限ガ經ッタナラバ、之ヲ許シテヤルヤウニ緩和スルコトガ宜イト思フノデアリマス、是ハ或ハ比較ニナラヌカモ知レマセヌガ、醫師或ハ歯科醫師、藥劑士等ノ規定トモ對照シマスト、醫師、歯科醫師ト云フヤウナ人ハ職務上ノ犯罪ヲ犯シマシテモ、執行猶豫ニナリマスレバ、平然トシテ職業ヲヤッテ居レル、公權停止ガ終レバ當然其資格ヲ回復シ、多少破廉恥的ノ罪ヲ犯シテモ内務省ガ免狀ヲ取上げナケレバドンヽ仕事ヲヤッテ居ラレルト云フヤウナコトヲ考ヘマスト、獨リ辯護士若クハ辦理士ニ對シテ殘酷ナル規定ヲ置カル、コトガ私共ニハ分ラナイ、惡イノハ惡イノデドンヽ「オミット」ナサッテモ宜イケレドモ、中ニハ良イ者モアリマスカラ、千篇一律ニ、善惡共ニ永久ニ資格ヲ失ハシメテ、殆ド生命線ヲ奪フヤウナ規定ヲ御設ケニナル理由ガ分ラナイ、成程私ノ言フ通リ氣ノ毒ナ事情モアルト云フコトデアリマスナラバ、竿頭一步ヲ御進メニナッテ、寧ロ時代ニ副フベク改正ヲナサルコトガ最モ宜イ取扱振リダト云フコトモ私共ハアリマセヌガ、若シ吾々ノ方面デ委員ノ各考ヘルノデアリマス、是ハマダドウナル力分リマセヌガ、若シ吾々ノ方面デ委員ノ各考ヘルノデアリマス、是ハマダドウナル力

○木暮政府委員 今成委員カラ洵ニ御熱心
ナ御議論ヲ拜聽致シマシタガ、本問題ニ付
キマシテハ、曩ニ前議會ニ出席シタ時モ大
分問題ニナリマシテ——是ハ辯護士法ノ方
デアリマスガ、殆ド兩院協議會ニ迄行ツク
ヤウニ記憶シテ居ルヤウナ次第デゴザイマ
ス、サウ云フ前ノ辯護士法ノ缺格條項ニ對シ
色々紛議論爭ノアリマシタコトヲ考ヘマシ
テ、恐ラクハ賢明ナル衆議院ノ方々ガ原案ニ
レ、此儘御通過下サルコトヲ政府ハ確信シ
テ疑ハナイノデアリマス、ソレカラ只今醫
師ト辯護士、辨理士トノ間ノ刑ニ觸レタ者
ニ對スル取扱ガ如何ニモ違ヒ過ギルデハナ
シハ恐ラク議論ノ岐レル所デアラウト思ヒ
マスガ、當局ノ見ル所ト致シマスト、醫師ナド
ハ所謂治療其他ノ技術的ノ信賴デゴザイマ
スガ、辨理士、辯護士ノ方ハ自分ノ一切ヲ舉
ゲテソレニ委セルト云フ代理人トシテノ人格
的ニ非常ニ強イ意味ノ信賴ト云フコトガ深
言葉ヲ承リマシテ私共ハ此案ニ對シテ善處
シタイト思ヒマス

ク申マレテ居ルヤウニ考ヘマスノデ、其點
聊カ違フヤウニモ考ヘマスガ、是ハ議論ノ相
違ニナリマスカラ、強ヒテ強辯致ス譯デハ
條項ニ入レマシタコトニ對シテ色々アミ
尤ナ御言葉ガゴザイマシタガ、要スルニ今
成サンノ御意見デモ、他ノ問題デ禁錮以上
ノ刑役ニ觸レタ者ニ對シテハ御議論ハナク、
辦理士、辯護士ト云フヤウナ方々ガ其職分ニ
相應シイ國家ノ準公務トモ謂フベキ選舉ニ
關係シテ犯罪ヲ構成シタ場合ノコトニ關シ
テ御立論ナサツタヤウニ拜承スルノデアリ
マス、隨テ問題ハ、選舉法ガ現在少ジ重イノ
デハナイカト云フヤウナ議論ニモナルノデ
ハナイカトモ考ヘラレマスノデ、是ハ又別
ノ問題トシテ吾々代議士ノ資格デ深ク考ヘ
ナケレバナラスト思ヒマス、只今ノ御尋ハ
御尤ノ點モゴザイマスノデ、當局ト致シマ
シテハ辯護士法ノ缺格條項ト兩々睨合ヒマ
シテ、將來研究考覈致シタイト考ヘテ居ル
ノデゴザイマス

○川崎委員長代理 山崎君

○山崎委員 是ハ法文上ノコトデハゴザイ

マセヌガ、特許局ニ對スル御尋デゴザイマス、聞ク所ニ依リマスレバ、特許局ハ獨立ノ相當ノ財源ヲ持ツテ居ルト云フコトデアリマス、特許局ガ一體今ドレダケノ財源ヲ持ツテ居ラレルカト云フコト、更ニ、帝國特許協會デアリマスカ、名稱ヲ一寸忘レマシタガ、各府縣ニ其支部ガアル筈デアリマス、其支部ノ數ガドレダケアルカ、斯ウ云フヤウナ點ヲ先づ簡単ニ御聽キ致シタイト思ヒマス

○木暮政府委員 前ノ委員會ニモ詳シク申上げマシタガ、特許局ノ關係デハ收入ガ二百八十万圓、經費ガ百五十萬圓、經費ガ百五十萬圓デアリマス、ソレカラ發明協會ノ支部ハ全國デ多分十九ト云フ風ニ記憶シテ居リマス

○山崎委員 収入ガ二百八十万圓、支出ガ五百五十萬圓トスレバ、相當金ガ殘ル譯デアリマス、私ガ御尋シヨウト思ヒマスノハ、現在ノ社會情勢ノ下ニ於キマシテ、各方面ニ所謂小發明家ト云フモノガ相當ニ頭ヲ擡ゲテ居リマス、是等ハ殆ド資力ガ無イガ故ニ、自分ノ考案ニナツク品物ガ中途デ社會ノ實用ニ供セラレズシテ挫折シテシマフヤウナモノガ多々アルノデアリマス、私共ノ

地方デ雜貨品ノ發明ヲヤッテ居ルノデスガ、

サウ云フヤウナコトハ各方面カラ聞キマス、

所ガ今御話ガアリマシタ十九ノ帝國發明協會ノ支部、其支部ハ其地方々々ノ大ナル產業家或ハ財閥ノ方々ニ依ツテ殆ド大部分ガ

組織セラレテ居ル筈ナノデアリマス

「川崎委員長代理退席、委員長著席」
サウ云フ所ヘ相談ニ行キマシテモ、ドウモ不親切ナ、一寸縁ガ遠イト云フ感ガアル、

今ノ帝國發明協會何々縣支部ト云フモノノ外ニ、私設ノ色々ノサウ云フヤウナ團體ガアルノデゴザイマシテ、是モ御調查ニナッテ居ラレルト思ヒマスガ、ソレハ勿論政府ト致シマシテハ十分ノ信用ハ置ケマセヌデセ

ウケレドモ、少クトモ今御話ノアリマシタ十九アルトカ云フ帝國發明協會ノ各縣支部ハ、特許局カラ相當ノ補助ヲ受ケテ居ル筈デアリマス、ソレカラ相當ノ補助ヲ受ケテ居ル筈ノアリマス、ソレデ本部ノ方カラ各地方ヘ通達シテ戴キマシテ、各種補助ガ下ノ方ヘモ行届クヤウナ方法ヲ講ズル必要ガアルノデハナイカト云フコトヲ私共ハ常ニ痛感致シテ居ルノデアリマスガ、サウ云フヤウナ希望ノアツカ場合ハ、當局ハ其希望ニ應ズルダケノ覺悟ガアルカト云フコトヲ一應御聽キシタイ

發明、考案ヲ實施ニ移スト云フ御話ハ洵ニ御同感ニ堪ヘナイ次第アリマス、政府ニ

所ガ今御話ガアリマシタ十九ノ帝國發明協會ノ支部、其支部ハ其地方々々ノ大ナル產業家或ハ財閥ノ方々ニ依ツテ殆ド大部分ガ

組織セラレテ居ル筈ナノデアリマス

昨年度ノ豫算デ、僅ナ金額デゴザイマシタ

ガ、考案、發明ト實際ノ仕事ヲヤッテ居ルコトト連絡サセマシテ、實施ヲスルト云フ

援助ノ費用ヲ豫算ノ中ニ得マシテ、發明協會ノ中ニ發明實施援助部ト云フモノヲ設ケ

マシテ、發明家ト實業家トノ間ニ密接ナル

連絡ヲ持チマシテ、價值ノアル發明考案ヲ

實際ニ役立タシメルト云フコトニ骨ヲ折リ

マシテ、昭和十二年ノ九月アタリカラ、委員ヲ設ケテ仕事ヲ始メテ居リマス、地方ニ

於ケル發明協會ノ支部ノ敏活ヲ缺キマシタ

點ニ付キマシテ、サウ云フ事實ガアルト

シマシテ、ソレカラ斯ウ云フコトモ一應考

ヘテ戴ク必要ガアルノデハナイカト思ヒマス、我國ノ特許稅金ハ、外國ニ比スレバ、

又大キナ事業家ハ特許稅金位ヲ納メルコトハ易々タルモノデゴザイマスガ、小ナル發明家ハ中々特許稅ヲ納メル所マデニ立至ラナ

イノデス、事實經驗家ハ御存ジデアルコト

ト存ジマスガ、一つノモノヲ實用ニ適スル

ヤウニ商品化スルニハ、少ク共三四年ハ掛

マセヌガ、特許局ニ對スル御尋デゴザイ

マセヌガ、特許局ニ對スル御尋デゴザイ

マセヌガ、特許局ニ對スル御尋デゴザイ

ノ位アリマスカ

リマス、モット餘計掛ルノハドウシテモ本當ニ實用化シ得マスノニハ五六六年掛ルノデス、ソレデ漸ク市場へ出マス、ソレカラ御許ヲレデ新案ニシマシテモ、專賣ニシマシテモ、權利ノ期間ヲモウ少し延長シテ戴ク必要ハアリハシナイカ、サウ云フ御考ハナイカ、ソレカラ左様ナ發明獎勵ノ意味カラ稅金ヲモウ少し安クシテ貰ヒタイ、サウ云フ御考ハナイカト云フコト、モウ一つハ若シ滯納ノ場合ニ權利ヲ失格スル所ノ期間ガ短イヤウデアリマス、ソレカラ其六箇月ヲ經過シテ納メナカッタ場合ノ罰金ト云ヒマスカ、罰金ミタイニナツテ居リマスガ、ソレガ非常ニ高イデス、左様ナ細部ニ瓦リマシテ少シ時代ニ應ジタ改正ヲシテ戴ク必要ハナイカト思ヒマス、左様ナ點ヲ一つ御聽シタイト思ヒマス

申上ゲマスガ、尙ホ權利ノ期間ガ限定サレラ後儲ケル期間モナイカラ權利ヲ延長スルヤウニ考ヘタラドウカト云フ御話デアリマス、是ハ特許權ニ付キマシテハ、現在或リ制限ノ下ニ權利ヲ三年カラ十年マデ延長ヲ許ス場合ガアルノデアリマス、ソレカラ特許料納付期間ガ短イデハナイカト云フ御話ガゴザイマシタ、是ハ御話ノ通リ第一年乃至第三年ノ特許料ハ特許ノ査定ガアリマシテカラ三十日以内ニ納メロト云フコトニナツテ居リマシテ、其期間ヲ経過シタ場合ニハ、三十日ヲ限リ右ノ納付期間ヲ延長シ、尙又第四年以後ノ特許料ニ付キマシテハ、納付期間ヲ経過シマシタ後ニ於テモ六箇月ヲ限り特許料ヲ追納シ得ルコトトナツテ居リマス、追納スル代リトシテ倍額ヲ納メルト云フコトニナツテ居リマス、是ハ洵ニ御尤ト思ヒマスケレドモ、一面ニ於テハ納付期間ヲ延シタ場合ノ影響モ考ヘテ見ナケレバナルマイト思フノデアリマス、ト申シマスノハ御承知ノ通リ工業所有權ハ無形ノ權利デゴザイマスノデ、權利ノ讓渡、賣買等ガアリマス場合ニ於テモ、大體特許局ノ登録簿ニ依リマシテ、權利ノ存在ヲ確メテ一般ノ取

引ガ行ハレル、又権利ノ侵害ガ起ルカドウ
カト云フヤウナ問題ハ、常ニ事業家トシテ
注意ヲ怠ラナイデ居ラナケレバナラヌ問題
デアリマス、隨テ其権利ガ只今現存シテ居
ルカドウカト云フコトガ重大ナ問題ニナッ
テ來ル譯デアリマス、ソレデ納付期間ヲ延
バスト云フコトハ、一面カラ申シマスルト、
権利ガ存在スルカ否カガ不確定ノ状態ニ置
カレル期間ガソレダケ長クナルト云フ結果
ニナル譯デアリマス、詰リ更ニ詳シク申シ
マスレバ、初メ六十日間ト決メテゴザイマス
スカラ、六十日間經過シマスレバ其権利ガ
成立シナイノデアルト云フ風ニハッキリシ
テ居リマスレバ、直チニソレト同様ノ事業
ヲ實行スルコトガ出來ル譯デアリマス、ソ
レカラ半年ノ追納期間ガゴザイマスカラ、
追納期間ヲ経過シテ尙且特許料ヲ納メナイ
ト云フヤウナ場合ニハ此権利ハ消滅スル^譯
デアリマス、消滅スル譯デアリマスカラ、
権利者以外ノ者カラ見レバ其關係ガ頗ル明
瞭ニナルノデアリマス、此権利ハ存在セザ
ルモノト云フコトガ確定スル譯デアリマス、
サウ云フヤウナ關係デアリマスカラ、一方
テ便利デアリマスケレドモ、長クスレバ長
クスル程権利ノ存否ガ不確定ノ状態ニ置カ

レテ、一般ノ國民ハ迷惑ヲ感ズルト云フヤ
ウナ事情モゴザイマスノデ、御意見洵ニ御
尤ト思ヒマスガ、是ハ將來十分篤ト考ヘマ
シテ善處致シタイト思ヒマス、之ヲ今延シ
タ方ガ宜イト云フコトヲ申上ゲル譯ニハ行
カナイ事情ニゴザイマスカラ御諒承願ヒマ
ス

<p>ウナ工合ニナリマスノデ、斯道獎勵ノ意味カラドッチカラ輕クシテ貰ヒタイ、是ハ時勢ニ鑑テ是非斯ウ云フヤウナ取計ヒガ御願シタイト思ヒマス、或ハ特許稅金ノ方モ百歩讓リマシテ、外國ヨリモ安クテモ特許局ハサウ云フヤウニ相當御儲ニナッテ居ル、一年ニ百三十万圓モ御儲ニナッテ居ルト云フヤウナ譯デアリマスカラ、縱令ソレガ五十万圓位デモ何カノ方法デ旨ク施シテヤルト云フヤウナ御考ヲ持ッテ戴キタイト云フコトヲ考ヘマス</p> <p>○木暮政府委員 將來能ク御趣旨ノアル所ヲ拜承致シマシテ、善處シタイト考ヘマス</p> <p>○一松委員長 ソレデハ川崎委員</p>
<p>○川崎委員 簡單ニ伺ヒマス、今度ノ改正ニ於テ辨理士ニ鑑定ヲ許スヤウニナッタト存ジマスガ、午前ノ會議ノ時ノ政府委員ノ御説明ニハ、辨理士ニ二通リアル、法律ヲ主トシタモノト、技術ヲ主トシタモノト二通リアルト申サレタヤウデゴザイマスガ、サウスルト法律ヲ主眼トシテ居ル方ノ辨理士ニモ、専門技術ニ關スル特許鑑定ヲヤハリ許スト云フ御意思デゴザイマスカ</p> <p>○木暮政府委員 辨理士ノ資格ノアル者ニハ、此辨理士法ニ依リマシテ明確ニシテアリマスル仕事ノ範圍ノモノハ許ス譯デゴザ</p> <p>○川崎委員 法律ヲ專門トシテ居ル辨理士ニハ、色々訴訟ノコトニ付テ專ラ扱ハセルト云フ御説明デアッテ、又ソレヲ當然ト思ヒマス、一方別種類ノ方ノ、技術ヲ主眼トスル辨理士ニ特許ノ鑑定ヲサセルト云フヤウルコトハ、是ハ最モ大切ナコトデゴザイマスルガ、法律バカリヲ主眼トスル方ノ辨理士ニモソレヲサセルト云フノハ少し變デハナイカト思ヒマスノデ、ソコハドンナ風ニ心得タラバ宜シウゴザイマセウカ</p> <p>○木暮政府委員 一應御尤ノヤウニ聽エマスガ、自然ト法律ヲ扱フ方ハ法律ヲ扱フヤニナリ、技術ノ方ヲ扱フ方ハ技術ノ方ニナリマスガ、他ノ例デ申シマスト、醫者デ外科ヲ專攻シタ人ニモ内科ヲ診テ貰フコトモアルシ、一寸シタ怪我ナラバ内科專攻ノ醫者ニ診テ貰フコトガアルト云フヤウナ譯デ、ヤハリ賴ム方ノ心構ヘノ問題デアリマスカラ、辨理士ノ資格ノアル者ハ、此法律ニ依シテ明確ニ規定サレマシタ仕事ノ範圍内ニ於テヤッテ差支ナイモノダト、斯ウ云フ</p>
<p>○川崎委員 其點ハソレデアルト致シマシテ、法律ヲ主眼トシテ立ツ者、即チ辯護士ニシテ辨理士ヲ兼ネル者ノ數ハドノ位ゴザリマスカ、總體ノ辨理士ノドノ位ノ割ニナコトニナッテ居リマス、只今ハサウナッテ居リマセヌノデ、實ハ明確ナ所ハ分ラナイノデゴザイマスガ、辯護士タル資格ヲ有スルコトニ依リマシテ、辨理士ニナッテ居リマス者ガ千七百九十八名ゴザイマス、辨理士ノ總數ハ四千三百七十五名、其中千七百九十八名ト云フモノハ辯護士タル資格ヲ有スル點ヨリシテ辨理士ノ登録ヲシテ居リマス</p> <p>○川崎委員 カラ、恐ラク是等ノ方々ハ雙方ノ業務ヲ兼業シテ居ラレルモノト想像サレルノデアリマス</p> <p>○川崎委員 最後ニ一ツ小サナ點ヲ此際政府ニ確メテ置キタイト思ヒマス、午前ノ稻田委員カラノ御質問ノ中ニモアッタヤウデゴザイマスガ、所謂銓衡制度ヲ廢シタコトハ、ソレハ色々理由ガアッテ廢サレタコトトモ入ッテ居ナイ者ノ數多イ、是ハ一寸辯護士協會アタリノ事實ト相反スルヤウナ傾向ニアリマスガ、是ハドウ云フ事情デ左様ナコトニナッテ居ルノデアリマスカ、且又將來ノ見込ハドウ云フモノデゴザイマセウカ</p>
<p>○川崎委員 其點ハソレデアルト致シマシテ、法律ヲ主眼トシテ立ツ者、即チ辯護士ニシテ辨理士ヲ兼ネル者ノ數ハドノ位ゴザリマスカ、總體ノ辨理士ノドノ位ノ割ニナコトニナッテ居リマス、只今ハサウナッテ居リマスカ</p> <p>○木暮政府委員 是ハ實ハ一寸御斷リ申上ゲテ置キマスガ、今度ノ改正案デ、苟モ辨理士ハ皆辨理士會ニ加入スルヤウニ改正スルコトニナッテ居リマス、只今ハサウナッテ居リマセヌノデ、實ハ明確ナ所ハ分ラナイノデゴザイマスガ、辯護士タル資格ヲ有スルコトニ依リマシテ、辨理士ニナッテ居リマス者ガ千七百九十八名ゴザイマス、辨理士ノ總數ハ四千三百七十五名、其中千七百九十八名ト云フモノハ辯護士タル資格ヲ有スル點ヨリシテ辨理士ノ登録ヲシテ居リマス</p> <p>○川崎委員 カラ、恐ラク是等ノ方々ハ雙方ノ業務ヲ兼業シテ居ラレルモノト想像サレルノデアリマス</p> <p>○川崎委員 最後ニ一ツ小サナ點ヲ此際政府ニ確メテ置キタイト思ヒマス、午前ノ稻田委員カラノ御質問ノ中ニモアッタヤウデゴザイマスガ、所謂銓衡制度ヲ廢シタコトハ、ソレハ色々理由ガアッテ廢サレタコトトモ入ッテ居ナイ者ノ數多イ、是ハ一寸辯護士協會アタリノ事實ト相反スルヤウナ傾向ニアリマスガ、是ハドウ云フ事情デ左様ナコトニナッテ居ルノデアリマスカ、且又將來ノ現狀ナノデゴザイマスガ、殊ニ辨理士會ノ現狀ナノデゴザイマスガ、殊ニ辨理士ニ於キマシテハ技術ニ關スル業務ガ主ナノデゴザイマスルカラ、是ハ必シモ法律ヲ主</p>

眼トシタル試験ヲ「バス」シタ者バカリト云
コトカラ採ルノハ如何カト思ヒマスガ、
サレバトテ、情實若クハ銓衡ニ依ッテノミ辨
理士ヲ許可スルノハ、ソレハ惡イコトデゴ
ザイマスケレドモ、試験バカリデナク、何
カ銓衡カ何カデ以テ採ルヤウナ餘地ヲ、但
書カ何カデ差入レルト云フコトガ、今日ノ
社會情勢上必要デハアルマイカト思ヒマス
ケレドモ、絕對ニ左様ナ必要ヘナイト云フ
御意見デゴザイマセウカ

○木暮政府委員 度々申上ダマシタヤウニ、
最近特許、實用新案、商標、意匠ト云フヤ
ウナモノニ對スル出願請求ガ非常ニ殖エテ
参リマシテ、斯ウ云フ工業所有權一般ニ對
シマスル知識ト云フモノモ、從來ヨリハ非
常ニ高イモノヲ必要ト致スヤウニナッテ參
リマシタ、殊ニ日本ノ產業ニ刺戟ヲ與ヘル
意味デ、是等ノ仕事ハ非常ニ重要ナル仕事
ニナッテ參リマシタカラ、從來ノヤウニ唯帝
國大學ノ學部ヲ卒業シタトカ、或ハ其學科
程度以上ノ者、或ハ學位ヲ持ツテ居ル者ト云
フヤウナコトデ、辨理士タルニ必要ナ知識
経験ヲ得タ者デアルト云フコトヲ認メルコ
トガ、段々難カシクナッテ參リマシタ、ソレ
デ銓衡ニ依リ辨理士タル資格ヲ附與スル今
ノ制度ト云フモノハ、近頃ノ時勢ノ要求ニ

少シ副ハナイヤウニナッタト云フヤウニ感
ジタノデ、今度ハ原則トシテ辨理士ノ試験
ニ合格シタ者ト云フコトヲ必要トスルト云
フコトニ改メタヤウナ次第デアリマス、ソレ
デ只今人格其他ノコトヲ能ク考ヘナクテハ
イカヌデハナイカ、唯試験ト云フコトデナ
シニ世間ノ人物ヲ能ク觀テ、段々オ役人デ
モ何デモ採用スルト云フヤウナ時代ノ風潮
ト、逆行スルノデハナカラウカト云フヤウ
ナ御意見デアリマシタ、一應御尤デゴザイ
マスガ、今回ノ辨理士法ニ依リマスト、今
ノ人格ヲ向上シ、品位ヲ高メテ、依頼者ノ
信賴ヲ博スルヤウニ致シマスコトヤ、或ハ
御互ニ切磋琢磨ヲスルト云フヤウナコトハ、
辨理士會ノ間ノ自肅自戒ニ依ッテ、目的ヲ達
シタイト考ヘマシテ、隨テ從來ヘ放任シテ
アリマシタ所ノモノヲ、今回ヘ強制シテ、
辨理士タル者ハ辨理士會ニ入ッテ戴クト、斯
ウ云フ風ニ考ヘテ居ルヤウナ次第デゴザイ
マス

明後十八日午前十時ヨリ會議ヲ續ケマス
午後三時十四分散會

○一松委員長 本日ハ是ニテ散會致シマス、
マスカラ、御懸念ノ點ハ無イト思ヒマス
職務 六〇% 政務 六% 政務 場標 結局 大軍

衆議院昭和十三年度一般會計
歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行
行ニ關スル法律案外六件委員
會議錄第十一回中正誤

一六	同	同	一四	同	三	一	段	行
一七								
二一	同	三	二	同	九	一	廷	誤
一六								
八九								
六〇%								